十二　利　率　年〇・八パーセント

十三　初期利子　平成三十年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.8}{100}\times\frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成五十九年十二月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成二十九年十二月二十日

〇財務省告示第十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百四十五回、第百四十九回、第百五十二回及び第百六十二回）、利付国庫債券（三十年）（第十二回、第十八回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十三回、第二十五回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十四回、第三十六回、第三十七回、第四十回、第四十一回、第四十二回、第四十五回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十一回、第五十四回、第五十五回及び第五十六回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第四回、第六回、第七回、第八回及び第九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で三千九百八十七億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　四千七百二十四億五千四百八十九万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十二月二十一日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+表面利率\times残存年数}{1+\left(\frac{第十七号に規定する利回り+募入利回り格差}{100}\right)\times残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利　率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$各発行対象国債の額面金額\times\frac{各発行対象国債の利率}{100}\times\frac{各発行対象国債の前利子支払期日から第十号に規定する発行日までの経過日数}{365}$$

（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$各発行対象国債の額面金額\times\frac{各発行対象国債の利率}{100}\times\frac{1}{2}$$

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年十二月十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年十二月二十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百四十五回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	二百一億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十九回）	一・五％	平成四十六年六月二十日	九十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十二回）	一・二％	平成四十七年三月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第百六十二回）	〇・六％	平成四十九年九月二十日	百二十二億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	百八十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	六十二億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	七十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	五百六十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	五億円